

## メタル回線のコストの在り方に関する検討会(第4回会合)議事概要

1. 日時:平成25年3月14日(木)10:00~11:20

2. 場所:中央合同庁舎第2号館11階 1101会議室

3. 出席者

(1) 構成員(五十音順、敬称略)

相田 仁、泉本 小夜子、関口 博正(座長代理)、高橋 賢、東海 幹夫(座長)

(2) 事務局(総務省)

安藤電気通信事業部長、二宮料金サービス課長、海野料金サービス課企画官、  
内藤料金サービス課課長補佐

4. 議事要旨

○ 事務局より『報告書(案)』(資料4-1)について説明し、その後質疑応答及び意見交換が行われた。その結果、報告書(案)について、一部を修正した上で、意見募集を行うこととなった。

5. 議題

(1) 報告書(案)について

6. 議事概要

(1) 報告書(案)について

- ・ 全体の構造について、第1章の下が1、その下が(1)、その下が1)となっており統一はとれているが、本文中に、例えば「(1)で述べたとおり」と出てきた際に第何章の(1)かがわかりづらい。  
1. 1. 1のようにしたほうが、読む時にわかりやすいのではないか。
- ・ 本報告書は間もなく意見募集を行うため、形式についてはひとまずこのままとして、最後に修正させていただくこととしたい。

事務局 今回説明させていただいた報告書(案)は、単に(1)と出てきた場合は同じ章の(1)を指しており、他の章を指す場合は1章(1)というように統一している。形式については意見募集が終了した段階で対応させていただきたい。

- ・ P17、P43に「メタル専用線の接続料」がでてくるが、これについての説明がない。報告書全体は、メタル回線のコストの在り方についてであるため、基本的にはドライカップの接続料の話だと思うが、この部分だけ「メタル専用線の接続料」がでてきているように見えるので、その位置づけを確認させていただきたい。

事務局 メタル専用線についてはP17に記載している。主にNTT東西の加入電話に使用されており、他には接続事業者が専用線として利用している。ドライカップについては、電話での使用でもDSLでの使用でも、局舎から加入者宅まで全部がメタル回線で提供されているものに限られており、一部の区間が光化されている場合にはドライカップとしては使えない。このため、ドライカップは、全区間がメタル回線の場合のコストをくりだして接続料を算出している。他方、メタル

専用線は、上部区間が光化されている場合も含めたコストから接続料を算出している。結果として、メタル回線にはドライカップとメタル専用線の2種類があるという構造となっており、表記上も区別をしている。P17の4パラグラフ目に「(以下「メタル専用線接続料」という。)」という形で修正することを検討したい。

- ・ P17について、実態としては存在しないと思うが、考え方としては、DSL設備はコロケーションされてないが、ドライカップ電話だけが收容されている局舎というのがあった場合、その分をカウントするのか。本文中は「メタル専用線の接続料」という言葉がでてきているのでわかりにくいですが、ドライカップ電話だけが提供されているような局舎があるとすると、ドライカップの接続料を算定するに当たりDSL設備がコロケされている場合に限っているのはおかしい。

事務局 コロケーションについてDSL設備だけが対象ではないというのは御指摘のとおり。接続事業者から提出された意見に係る記述については、原文の表現のとおりとさせていただきたいが、P17の3パラグラフ目については「DSL・直収電話に係る設備がコロケーションされてない局舎」という形で修正させていただく。また、同様に記載されている箇所についても同様の修正をさせていただく。

- ・ メタル専用線の接続料については、第1章(2)に、以前からメタル専用線等があり、それに加えて平成12年にドライカップがアンバンドル機能に追加されたというように記載すると良いのではないか。

事務局 第1章(2)の1パラグラフに経緯について追加させていただく。定義についてここで記載することも検討する。

- ・ P29の3パラグラフ目の1行目「現行の基準の精緻化が困難な場合」という表現が引っかかる。環境変化をより適切に反映させるために、コストドライバそのものを見直しをせずに配賦の比率をより厳密に適用することで改善していくということが2パラグラフ目、環境変化があってコストドライバが、コストの内容を適切に反映していないドライバになってしまったため、ドライバそのものを見直しをしなければならないということが3パラグラフ目に書いてあると理解。そうすると、「現行の基準の精緻化が困難な場合」という言葉は、このことをきちんと説明できているのか。前段を受ければ、「業務の実態をより適切に反映した配布基準を実現することが可能でないと判断される場合」という形に直して、少なくとも、現行の基準の精緻化が困難なわけではないけども、こうやっても環境変化を適切に反映できないのであれば取り替えなくてはならないという表現に直していただいたほうが誤解を招かないと考える。

- ・ 現行の基準の精緻化によってもアクティビティを適切に表現することが困難ということ。

事務局 「精緻化によっても」とすると精緻化を行ったがそれがよくなかったというニュアンスがでる。今回の検討ではそこまでしてないので、今回の検討のプロセスからすると正確ではないと考えられる。

- ・ 「基準の精緻化では環境変化を十分に反映できないと判断される場合には」という言い方ではどうか。

- ・ 精緻化という言葉の定義が事務局の考えと微妙にずれている気がする。事務局は「精緻化」をうまくいく場合のことをさしているのではないか。
- ・ 「現行の基準を精緻化する」という言葉に違和感がある。
- ・ 同じドライバを使っているが、導き出される配賦基準の算定上、ラフな推計をしていたのをより正しくするというのが精緻化。ドライバそのものが環境にフィットしなくなっているから、フィットするドライバに変えましょうというのが3パラグラフ目。
- ・ 2パラグラフ目は、同じドライバで細かく測るという理解でいいのか。

事務局 故障件数比を故障修理時間比に変えたように、同じ考え方のドライバをさらに発展させたものを「精緻化」と表現している。ケーブル長比を契約者数比に変えるのは、思想が大きく変わることなので、ここでいう「精緻化」とは言えないとの理解。

- ・ 3パラグラフ目は「精緻化による対応が困難な」という感じの表現はどうか。

事務局 3パラグラフ目を「上記のような精緻化による対応が困難な場合には」という形で修正させていただく。

- ・ P16の脚注23について、P16の本文の下から3行目「接続料算定においては、～」とほぼ同じ内容である。本文のP16の最後のパラグラフは、災害特別損失の対応を念頭に「別途検討が必要となるもの」となっていると思うが、本文の4行目で基本的には特別損失は接続料原価に算入されないことを確認しているので、削除してもよい気がする。
- ・ 減損損失は特別損失だという説明をしたほうがよいかもしれないが、これは本文に書いてあるということなので、脚注23についてはいらぬような気がする。
- ・ 事業会計規則や接続料規則の基本について書いておくことは、一般の方に対して丁寧であると考えており、残したほうがよいと考える。このまま意見募集させていただけないか。
- ・ そういうことであればこのままで構わない。

- ・ 参考資料1も意見募集の対象となるのか。

事務局 参考資料1は、本検討会において事務局とNTT東西が使用した資料。NTT東西が使用した資料についてはその旨を資料左上に記載。参考資料2は、従来の配賦フロー及び見直し後の配賦フローを示したもので、第3回検討会において使用した資料。参考資料3は、本検討会で参考資料として机上に配布したが、特に説明をしていない資料。報告書を理解する際に参考になる資料と思慮。参考資料1～3についても意見募集に際し添付した方がよいと考えている。

- ・ ご指摘いただいた点を修正し、これを本検討会の報告書案として、意見募集を行うこととしたい。

## (2) その他

第5回会合は、5月に開催予定。NTT東西に対し、第5回会合で耐用年数の見直しの検討結果について説明を依頼することとなった。

(以上)